

ハ 「電熱マット」とは、表面（片面又は両面）の材料に柔軟性があり、弾力性を有するものをいう。

(23) 「電気乾燥器」には、電動機を有するものを含まないこととする。

(24) 「電気接着器」には、食品等を入れた合成樹脂製保存袋を電熱により溶着させる密封包装機を含むこととする。

(25) ヒーターが発する熱によって蒸気を発生させるいわゆるスチームクリーナーであって、専ら台所、窓ガラス、床、カーペット等の洗浄に用いられるものは、「電気消毒器」、「湿潤器」、「電気湯のし器」等のいずれにも該当しないと解釈し、対象外として取り扱う。

## 7. 電動力応用機械器具関係

(1) チェンコンベアは、「ベルトコンベア」に該当しないと解釈し、対象外として取り扱う。

(2) エアーバックを膨ませて床ずれを防止する機械器具であって空気圧縮機が当該機械器具と別に置かれるときは、当該機械器具のうち、空気圧縮機について「空気圧縮機」と解釈し、対象として取り扱う。ただし、当該機械器具がマッサージ機能を有するときは、当該機械器具全体を特定電気用品の「電気マッサージ器」と解釈し、対象として取り扱う。

(3) 「空気圧縮機」であって、機械器具に組み込むために設計・製作され、次のいずれかに該当するときは、「機械器具に組み込まれる特殊な構造のもの」と解釈し、対象外として取り扱う。

イ 外被のないとき。

ロ 電線接続端子部以外の部分に試験指が触れる充電部の露出する箇所があるとき。

ハ 電線接続端子部が次のいずれにも該当しないとき。

(イ) ねじ止め端子であること。

(ロ) 速結端子（スプリング式ねじなし端子）であること。

(ハ) 口出し線（公称断面積が0.75平方ミリメートル以上のものに限る。）であること。

ニ 機械器具に取り付けられた状態でなければ空気圧縮機能が発揮されないよう設計・製作されるものであって、機械器具から取り外したときに電気用品としての形状をなさないとき。

ホ 取り付け台又は脚がないとき。

(4) ベルト掛けの電動かくはん機は、施設又は設備と解釈し、対象外として取り扱う。

(5) し尿浄化槽に用いるかくはん機構を有する機械器具は、(4)に該当する場合を除き、「電動かくはん機」と解釈し、対象として取り扱う。ただし、空気を送り込む機構を有するときは、特定電気用品の「電気気泡発生器」として取り扱う。

(6) 「フードミキサー」とは、食料品の粉碎、かくはん用いられるもの及び野菜類の切断（みじん切り等）に用いられるものをいい、容器を有さず可動羽根のみであるものは、「電動かくはん機」として取り扱う。ただし、手持ち型であって専ら食料品に用いられるものは、「フードミキサー」として取り扱う。